

「都市計画公園・緑地の整備方針」及び「緑確保の総合的な方針」の改定案について

東京都と区市町村が改定に取り組んでいる「都市計画公園・緑地の整備方針」及び「緑確保の総合的な方針」の改定案を取りまとめたので、以下のように報告いたします。

1 方針の概要

(1) 都市計画公園・緑地の整備方針

都市計画公園・緑地の計画的な整備促進と整備効果の早期実現に向けた取組を明らかにするため、都市計画公園・緑地内の未供用区域について、今後10年間に優先的に整備する優先整備区域を設定し、事業化計画として定め、公表する。

(2) 緑確保の総合的な方針

特に減少傾向にある民有地の既存のみどりをまちづくりの取組の中で計画的に確保するため、今後10年間に確保することが望ましい緑を明確化し公表、あわせて、まちづくりで創出するみどりや先導的に取り組むみどり施策を提示する。

2 改定の概要

別紙参照

3 パブリックコメント

(1) 募集期間：令和2年2月13日（木）から3月19日（木）まで

(2) 閲覧場所：杉並区都市整備部 みどり公園課

東京都都市整備局都市づくり政策部緑地景観課、都民情報ルーム
各公式ホームページ

(3) 意見の送付先：東京都都市整備局都市づくり政策部緑地景観課

郵便（3月19日 消印有効）又はEメールで受付

4 今後のスケジュール（予定）

令和2年3月19日	パブリックコメント終了（2月13日から）
令和2年5月	改定方針公表

「都市計画公園・緑地の整備方針」改定案の概要

都市計画公園・緑地の整備方針

- 【作成】 東京都・特別区・市町
- 【経緯】 平成18(2006)年3月に策定 平成23(2011)年12月第1回改定(現行整備方針)
現行整備方針計画期間が令和2年度末に終わるため、令和2年5月を目途に改定
- 【概要】 都市計画公園・緑地内の未供用区域について、今後10年間に優先的に整備する優先整備区域を設定し、事業化計画として定め、公表

改定検討の経緯

- 平成30年12月 都区市町合同改定検討委員会にて検討を開始
- 令和元年度 改定検討委員会・同幹事会の開催状況
改定委員会(委員:部長級) 2回(8月、令和2年1月)
同幹事会(幹事:課長級) 3回(5、9、11月)
- 令和元年12月 区市町事業化計画案作成

◆現行整備方針とこれまでの成果

- 平成23年に都・区・市・町計52自治体で優先整備区域433haを設定
- 平成30年度末現在、316ha(約73%)が事業中、109ha(約25%)が供用済

◆改定のポイント

- 「『未来の東京』戦略ビジョン」を踏まえ、緑溢れる東京の実現に向け、新たな優先整備区域を設定し、都市計画公園・緑地の整備を促進
- 優先整備区域拡大のルールの特化
- 優先整備区域内の建築制限の緩和

改定の概要(案)

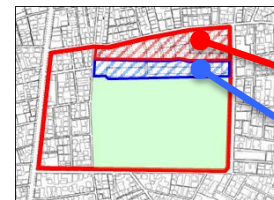
I 事業化計画の更新、評価基準等の改定

- ◆計画期間：令和2年度から令和11年度までの10年間
- ◆事業化計画:「優先整備区域」を区域設定の評価基準に基づき、都・区・市・町が設定
⇒今回改定で約529haを設定予定(現行より約97ha増)。下表参照

事業主体	今回設定優先整備区域		平成23年12月設定優先整備区域		
	公園・緑地数	優先整備区域 設定面積	公園・緑地数	優先整備区域 設定面積	供用面積・割合 (平成31年3月 末現在)
東京都	44	282ha	42	282ha	62ha 22%
特別区	60	49ha	56	54ha	28ha 52%
市・町	59	198ha	56	97ha	18ha 19%
全体	163	529ha	154	433ha	109ha 25%

◆優先整備区域設定の評価基準を一部改定

「都市づくりのグランドデザイン」に掲げる都市像、地域の取組を踏まえ評価基準を改定
⇒丘陵地、崖線等の骨格的な緑の保全、にぎわいの創出、地域の防災性向上など



優先整備区域設定イメージ

- 都市計画公園・緑地
- 優先整備区域(新規事業化区域)
- 優先整備区域(事業促進区域)
- 開園区域

II 整備方針改定後に都市計画決定した公園・緑地の優先整備

- ◇「緑確保の総合的な方針」に示されている「確保地(水準1)から(水準3)」、又は、評価基準を満たす区域は、優先整備区域として拡大

III 優先整備区域内の建築制限の緩和

- ◇優先整備区域の建築制限を緩和し、木造・鉄骨造等で3階建が建築可能に(一部区市は緩和しない意向)

IV 多様な事業主体との連携等の推進

- ◇公園まちづくり制度の推進など、今後の検討の方向性を提示

◆特別区事業「重点化を図るべき公園・緑地」一覧・・・91か所

所在区市町	公園・緑地名称	種別
港区	三田台公園 (亀塚公園、三田台公園)	近隣公園
港区	有栖川宮記念公園	特殊公園
台東区	隅田川公園	風致公園
墨田区	隅田川公園	風致公園
江東区	蛤橋公園	街区公園
江東区	洲崎弁天公園	近隣公園
江東区	平久町公園	近隣公園
江東区	北亀戸公園	近隣公園
江東区	深川公園	近隣公園
江東区	豊住公園	近隣公園
江東区	南砂町公園	近隣公園
江東区	大島九丁目公園	近隣公園
江東区	城東公園	運動公園
目黒区	大塚山公園	街区公園
目黒区	中根公園	街区公園
目黒区	東山三丁目公園	近隣公園
大田区	多摩川台公園	地区公園
大田区	洗足公園(洗足池公園)	総合公園
大田区	丸子多摩川公園 (田園調布せせらぎ公園)	運動公園
大田区	羽田空港公園	近隣公園
世田谷区	下代田公園	街区公園
世田谷区	北烏山えのき公園	街区公園
世田谷区	二子玉川公園	地区公園
世田谷区	上用賀公園	地区公園
世田谷区	玉川野毛町公園	地区公園
世田谷区	等々力溪谷公園	特殊公園
世田谷区	瀬田農業公園	特殊公園
世田谷区	喜多見農業公園	特殊公園
世田谷区	次大夫堀緑地	緑地
世田谷区	成城みつ池緑地	緑地
世田谷区	大蔵緑地	緑地
世田谷区	深沢六丁目緑地	緑地
世田谷区	岡本わきみず緑地	緑地
世田谷区	岡本いこいのもり緑地	緑地
世田谷区	深沢二丁目緑地	緑地
世田谷区	南烏山二丁目緑地	緑地
杉並区	妙正寺公園	近隣公園
杉並区	神田川第二緑地	緑地
杉並区	神田川緑地	緑地
杉並区	荻窪二丁目緑地	緑地
杉並区	下高井戸公園	地区公園
杉並区	杉並南中央公園	地区公園
杉並区	馬橋公園	近隣公園
杉並区	下井草三丁目公園	街区公園
豊島区	千早公園	街区公園
北区	神谷公園	街区公園
北区	荒川緑地	緑地

所在区市町	公園・緑地名称	種別
北区	飛鳥山公園	特殊公園
北区	滝野川三丁目公園	街区公園
北区	赤羽台のもり公園	近隣公園
北区	下十条公園	近隣公園
北区	新堀船公園	近隣公園
北区	名主の滝公園	特殊公園
北区	神谷堀緑地	緑地
北区	桐ヶ丘中央公園	総合公園
荒川区	宮前公園	近隣公園
荒川区	荒川公園	近隣公園
練馬区	小竹町公園(やくも公園)	街区公園
練馬区	三原台第二公園 (三原台ののほな公園)	街区公園
練馬区	北原公園	街区公園
練馬区	田柄二丁目公園	街区公園
練馬区	関町南二丁目公園	街区公園
練馬区	大泉学園町六丁目公園	街区公園
練馬区	上井草公園	近隣公園
練馬区	高稲荷公園	近隣公園
練馬区	北大泉公園 (大泉町もみじやま公園)	近隣公園
練馬区	大泉井頭公園	近隣公園
練馬区	武蔵関公園	近隣公園
練馬区	大泉学園町北公園 (大泉学園町希望が丘公園)	近隣公園
練馬区	関町南一丁目公園	近隣公園
練馬区	練馬総合運動場公園	近隣公園
練馬区	稲荷山公園	総合公園
練馬区	高松農の風景公園	特殊公園
練馬区	土支田二丁目農業公園	特殊公園
練馬区	貫井憩いの森緑地	緑地
練馬区	井頭憩いの森緑地 (井頭の森緑地)	緑地
練馬区	羽沢緑地(こどもの森)	緑地
練馬区	西大泉五丁目緑地 (西大泉こさくっぱら緑地)	緑地
練馬区	石神井台六丁目緑地	緑地
練馬区	西本村の森緑地	緑地
板橋区	小豆沢公園	運動公園
板橋区	荒川緑地	緑地
葛飾区	青戸六丁目公園	街区公園
足立区	西新井公園	運動公園
足立区	上沼田東公園	近隣公園
足立区	関屋公園	街区公園
江戸川区	一之江境川緑地	都市緑地
江戸川区	江戸川緑地	都市緑地
江戸川区	左近川・長島川公園	総合公園
江戸川区	松島四丁目第二公園	街区公園
江戸川区	一之江名主屋敷公園	特殊公園

◇()内は、主たる開園名称

◆特別区事業 「重点公園・緑地」、「優先整備区域」一覧

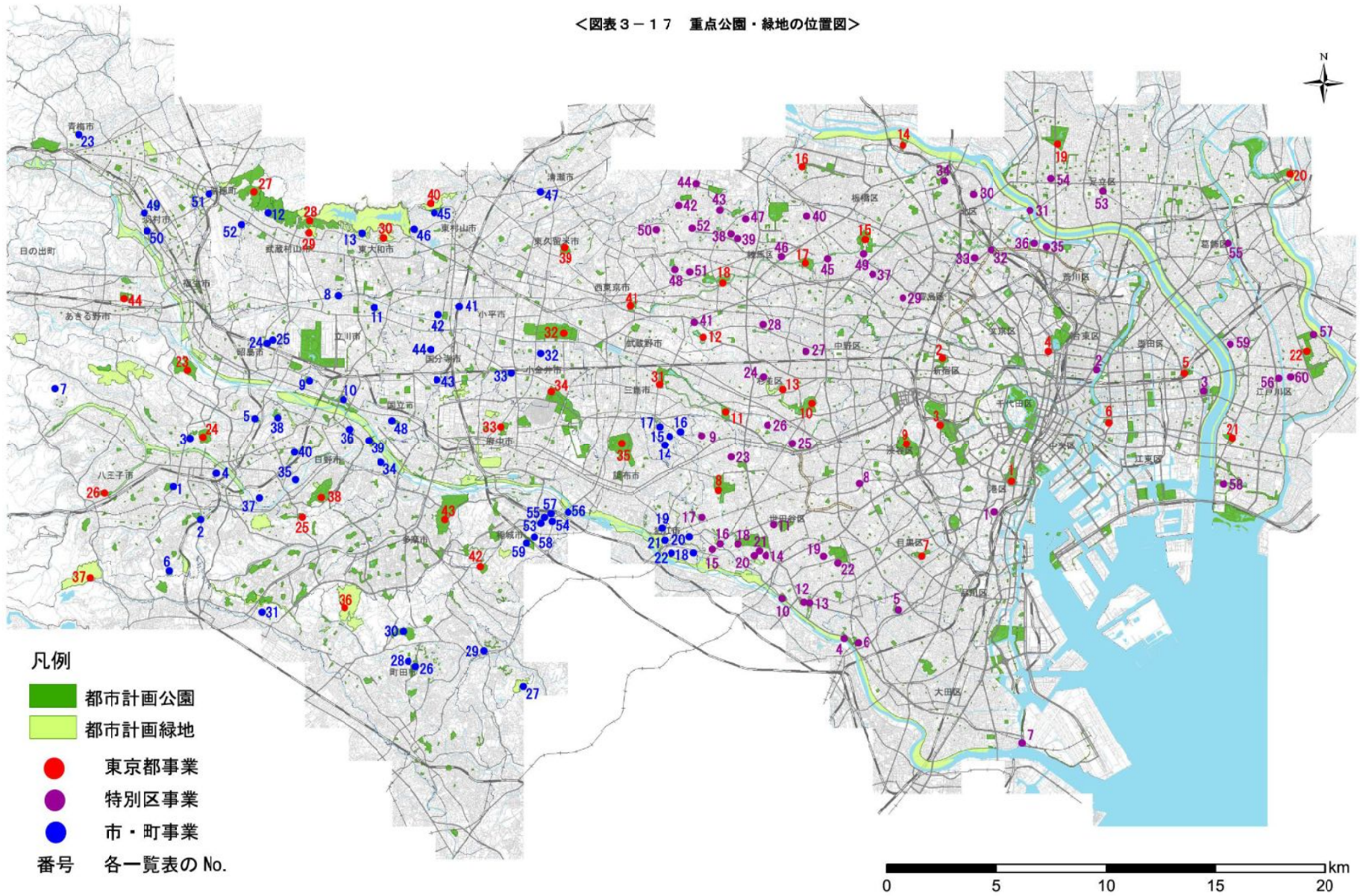
No.	重点公園・緑地 名称 (主な開園名称)	優先整備区域				
		合計面積 (㎡)	事業促進区域		新規事業化区域	
			区域(町丁目まで)	面積(㎡)	区域(町丁目まで)	面積(㎡)
1	三田台公園 (亀塚公園、三田台公園)	6,400	港区三田四丁目	200	港区三田四丁目	6,200
2	隅田川公園	7,700			台東区蔵前二丁目	7,700
3	大島九丁目公園	9,600	江東区大島九丁目	9,600		
4	多摩川台公園	5,000			大田区田園調布一丁目	5,000
5	洗足公園 (洗足池公園)	13,700	大田区南千束一・二丁目	1,300	大田区南千束一・二丁目	12,400
6	丸子多摩川公園 (田園調布せせらぎ公園)	18,200	大田区田園調布一丁目	9,000	大田区田園調布一丁目	9,200
7	羽田空港公園	20,000			大田区羽田空港一・二丁目	20,000
8	下代田公園 (代沢せせらぎ公園)	2,300			世田谷区代沢三丁目	2,300
9	北烏山のき公園	600			世田谷区北烏山九丁目	600
10	二子玉川公園	2,600	世田谷区上野毛二丁目	2,600		
11	上用賀公園	31,000	世田谷区上用賀四丁目	31,000		
12	玉川野毛町公園	27,600	世田谷区野毛一丁目	27,600		
13	等々力溪谷公園	2,100			世田谷区等々力一丁目、中町一丁目	2,100
14	瀬田農業公園	2,500			世田谷区瀬田五丁目	2,500
15	喜多見農業公園	1,200			世田谷区喜多見四丁目	1,200
16	次大夫堀緑地 (次大夫堀公園)	3,000			世田谷区喜多見五丁目	3,000
17	成城みつ池緑地	19,200			世田谷区成城四丁目	19,200
18	大蔵緑地	3,000	世田谷区大蔵四丁目	2,100	世田谷区大蔵四丁目	900
19	深沢六丁目緑地	800			世田谷区深沢六丁目	800
20	岡本わきみず緑地	500			世田谷区岡本二丁目	500
21	岡本いこいのもり緑地	300			世田谷区岡本一丁目	300
22	深沢二丁目緑地	2,100			世田谷区深沢二丁目	2,100
23	南烏山二丁目緑地	2,200			世田谷区南烏山二丁目	2,200
24	荻窪二丁目緑地	6,600	杉並区荻窪二丁目	6,600		
25	下高井戸公園	17,400	杉並区下高井戸二丁目	17,400		
26	杉並南中央公園	5,800	杉並区浜田山二丁目	5,800		
27	馬橋公園	6,400	杉並区高円寺北四丁目	6,400		
28	下井草三丁目公園	1,100	杉並区下井草三丁目	1,100		
29	千早公園 (千早フラワー公園)	600			豊島区千早一丁目	600
30	神谷公園	4,000			北区神谷二丁目	4,000
31	荒川緑地	56,000			北区豊島五丁目	56,000
32	飛鳥山公園	600	北区王子一丁目	600		
33	滝野川三丁目公園	5,100	北区滝野川三丁目	5,100		
34	赤羽台のもり公園	15,000	北区赤羽台一丁目	15,000		
35	宮前公園	31,100	荒川区東尾久八丁目、西尾久三丁目	21,600	荒川区東尾久五・八丁目、西尾久二丁目	9,500
36	荒川公園	3,000			荒川区西尾久六丁目	3,000

No.	重点公園・緑地 名称 (主な開園名称)	優先整備区域				
		合計面積 (㎡)	事業促進区域		新規事業化区域	
			区域(町丁目まで)	面積(㎡)	区域(町丁目まで)	面積(㎡)
37	小竹町公園 (やくも公園)	900			練馬区小竹町一丁目	900
38	三原台第二公園 (三原台ののはな公園)	1,000	練馬区三原台二丁目	1,000		
39	北原公園	1,000			練馬区谷原六丁目	1,000
40	田柄二丁目公園	2,400			練馬区田柄二丁目	2,400
41	関町南二丁目公園	700			練馬区関町南二丁目	700
42	大泉学園町六丁目公園	3,900			練馬区大泉学園町六丁目	3,900
43	北大泉公園 (大泉町もみじやま公園)	1,500			練馬区大泉町三丁目	1,500
44	大泉学園町北公園 (大泉学園町希望が丘公園)	10,000	練馬区大泉学園町九丁目	10,000		
45	練馬総合運動場公園	400			練馬区練馬二丁目	400
46	高松農の風景公園	6,700	練馬区高松二丁目	4,100	練馬区高松二丁目	2,600
47	土支田二丁目農業公園	2,700			練馬区土支田二丁目	2,700
48	井頭憩いの森緑地 (井頭の森緑地)	2,500			練馬区東大泉七丁目	2,500
49	羽沢緑地(こどもの森)	600	練馬区羽沢二丁目	600	練馬区羽沢二丁目	
50	西大泉五丁目緑地 (西大泉こさくっぱら緑地)	6,800			練馬区西大泉五丁目	6,800
51	石神井台六丁目緑地	2,300			練馬区石神井台六丁目	2,300
52	西本村の森緑地	6,200			練馬区大泉学園町二丁目	6,200
53	西新井公園	11,500	足立区梅島三丁目	3,900	足立区梅島三丁目	7,600
54	上沼田東公園	9,000			足立区江北六丁目	9,000
55	青戸六丁目公園 (青戸六丁目さくら公園)	700	葛飾区青戸六丁目	700		
56	一之江境川緑地	1,300	江戸川区一之江五丁目	1,300		
57	江戸川緑地	15,100	江戸川区上篠崎一丁目	11,700	江戸川区江戸川四丁目	3,400
58	左近川・長島川公園	60,200	江戸川区臨海一・二・三丁目及び清新町二丁目地先	60,200		
59	松島四丁目第二公園	1,400			江戸川区松島四丁目	1,400
60	一之江名主屋敷公園	8,200	江戸川区春江二丁目	8,200		
特別区事業 計		491,300		264,700		226,600

※ 一覧表の優先整備区域の箇所として記載のある町丁目のうち、実際の優先整備区域はその一部の区域の場合がありますので、区域の詳細には図面で御確認ください。

※ 各公園・緑地の優先整備区域の図面は、東京都、特別区、市・町の各事業主体の窓口及び東京都のHP上で御覧いただけます。東京都都市整備局では、都区市町事業の全ての箇所、区市町の担当窓口では、当該区市町事業の箇所の優先整備区域の図面を御覧いただけます。

<図表3-17 重点公園・緑地の位置図>



緑確保の総合的な方針

- 【策定】 東京都・特別区・市町村
 【目的】 減少傾向にある民有地の既存の緑を、まちづくりの取組の中で計画的に確保する
 【概要】 今後10年間に確保することが望ましい緑を明確化し公表、あわせて、まちづくりで創出する緑や先導的に取組む緑施策を提示

策定経緯

- 平成20年8月 都と市長会、副区長会、町村長で策定合意
 平成21年度 学識経験者等検討委員会にて検討
 平成22年5月 都と区市町村合同で方針策定
 平成28年3月 一部改定(確保地を追加、公表)
 平成30年12月 都区市町村合同検討委員会にて改定の検討を開始

◆これまでの成果

- 平成22年、確保地305haを公表、平成28年、確保地134haを追加
- 確保地439haのうち315haを確保(約72%) 確保候補地を含め419haを確保

◆改定後の計画期間

- 令和2年度から令和11年度まで 10年間

◆改定のポイント

- 「『未来の東京』戦略ビジョン」を踏まえ、緑溢れる東京の実現に向け、将来に引き継ぐべき樹林地や農地の保全を推進
- 骨格的な緑の充実等を目指し、新たな「確保地」の設定および施策を提示
- 確保の水準として「特定生産緑地」を新設、生産緑地を保全すべき農地として明確化

改定の概要(案)

I 既存の緑を守る方針

既存の緑を、丘陵地、崖線、農地などに分類し、今後10年間に確保することが望ましい緑を「確保地」として抽出。箇所・面積のリスト、位置図を公表

確保主体	確保地				確保候補地	
	水準1～3		特定生産緑地		箇所数	面積(ha)
	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)		
東京都	22	104	—	—	38	637
特別区	60	19	2,025	398	456	127
市町村	71	180	8,912	2,497	163	75
合計	153	304	10,937	2,894	657	839

◆確保地 … 今後10年間に確保を目指す対象地

- 水準1 : 都市公園緑地事業、特別緑地保全地区等により確保
 水準2 : 法や条例に基づく許可並びに優遇税制により確保
 水準3 : 届出制や協定等により確保
 特定生産緑地 : 指定から30年が経過する生産緑地を特定生産緑地に指定

◆確保候補地 … 計画期間にかかわらず確保を目指す対象地

II まちづくりで緑を創出する取組

計画期間中に、まとまった緑の創出を伴うまちづくり事業のリストを提示

民間開発による緑化空間、公園緑地、街路樹、水辺の緑などとの連携により形成されるネットワークを緑の骨格としてとらえ、充実させるよう緑化を誘導

III 緑の確保をさらに推進する取組

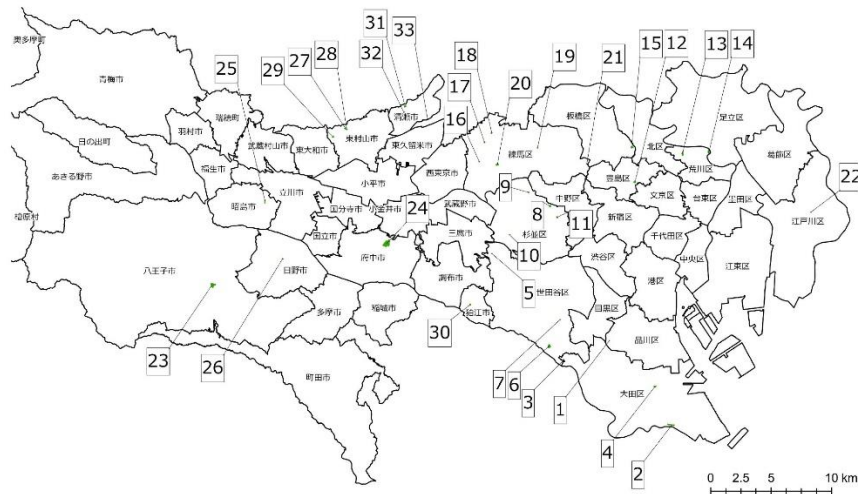
緑の確保を一層推進し、緑のまちづくりをさらに進めるために、先導的な施策を提示

- ◇ 都市開発諸制度等の活用によるみどりの保全・創出
- ◇ 生産緑地の保全・活用
- ◇ 市民緑地認定制度の活用 ほか

■ 系統に含まれない確保地

系統の考え方に含まれない緑地のうち、＜水準1＞から＜水準3＞までを確保するものを抽出しています。

番号	自治体名	所在地	面積 (ha)	摘要	水準
1	品川区	旗の台六丁目	0.06		1
2	大田区	羽田空港一丁目・二丁目	1.00		1
3	大田区	田園調布五丁目	0.11		1
4	大田区	大森東一丁目	1.00		1
5	世田谷区	北烏山九丁目	0.06		1
6	世田谷区	野毛一丁目	2.76		1
7	世田谷区	深沢六丁目	0.08		1
8	杉並区	高円寺北四丁目	0.64		1
9	杉並区	下井草三丁目	0.11		1
10	杉並区	久我山五丁目	0.15		1
11	杉並区	高円寺南二丁目	0.37		1
12	豊島区	東池袋四丁目	0.77		1
13	荒川区	東尾久五丁目、東尾久八丁目、西尾久二丁目及び西尾久三丁目地内	1.30		1
14	荒川区	町屋七丁目地内	1.20		1
15	板橋区	加賀一丁目	0.73		1
16	練馬区	東大泉七丁目	0.15		1
17	練馬区	大泉学園町二丁目	0.14		1
18	練馬区	大泉学園町四丁目	0.10		1
19	練馬区	春日町六丁目	0.10		2
20	練馬区	石神井台一丁目	0.64		1
21	練馬区	小竹町一丁目	0.14		1
22	江戸川区	大杉三丁目	0.06		1
23	八王子市	子安町三丁目及び緑町地内	5.20		1
24	府中市	浅間町一丁目	5.00		1
25	昭島市	もくせい の 杜 二 丁 目	0.11		3
26	日野市	川辺堀之内	0.05		2
27	東村山市	野口町三丁目	0.22		1
28	東村山市	野口町四丁目	0.20		1
29	東村山市	多摩湖町二丁目	0.17		1
30	狛江市	中和泉三丁目	0.10		1
31	清瀬市	中里二丁目	0.38		1
32	清瀬市	中里一丁目	0.42		1
33	清瀬市	中清戸三丁目	0.25		1
その他のみどり 合計			23.77		



■ 生産緑地

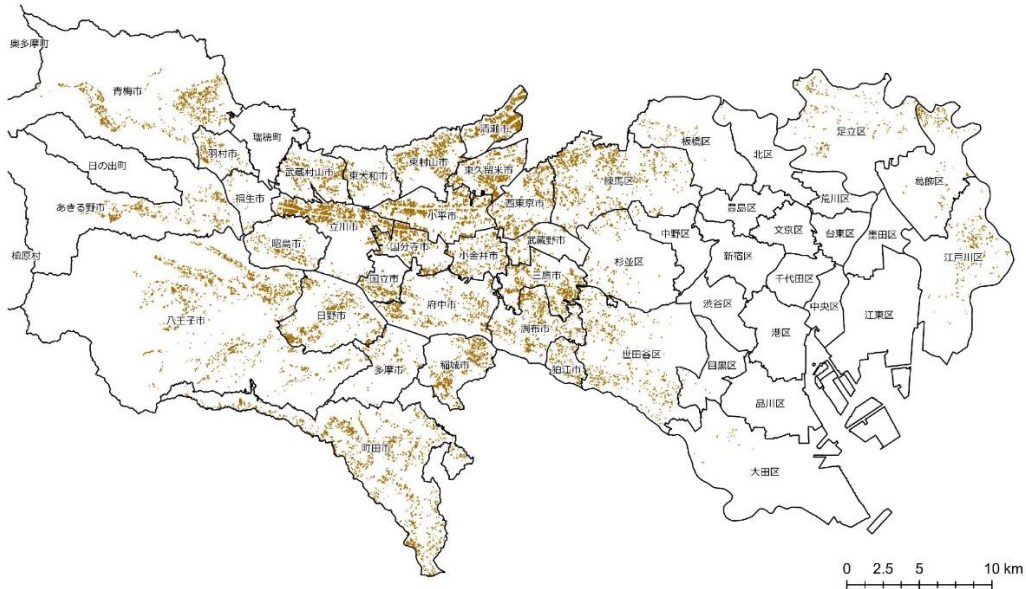
生産緑地のうち、特定生産緑地の指定により確保を目指すものを抽出しています。

※ 特定生産緑地は、生産緑地の所有者等の意向を基に、区市町村が指定するものです。

自治体名	箇所数	面積(ha)
目黒区	13	1.97
大田区	13	1.94
世田谷区	491	81.80
中野区	11	1.87
杉並区	122	28.98
北区	3	0.30
板橋区	66	9.60
練馬区	646	177.99
足立区	203	31.32
葛飾区	193	26.22
江戸川区	264	35.67
区部計	2,025	397.68

自治体名	箇所数	面積(ha)
八王子市	1047	230.65
立川市	377	199.92
武蔵野市	84	22.51
三鷹市	292	130.51
青梅市	687	117.82
府中市	455	97.61
昭島市	215	46.75
調布市	414	115.08
町田市	1011	205.93
小金井市	207	60.48
小平市	349	158.63
日野市	436	111.27
東村山市	325	117.31
国分寺市	249	111.68
国立市	131	36.08
福生市	52	6.58
狛江市	131	27.10
東大和市	184	32.81
清瀬市	259	169.37
東久留米市	267	74.76
武蔵村山市	325	89.75
多摩市	140	28.05
稲城市	456	104.85
羽村市	169	31.70
あきる野市	379	75.24
西東京市	271	94.30
市部計	8,912	2,496.72

	箇所数	面積(ha)
合計	10,937	2,894.40

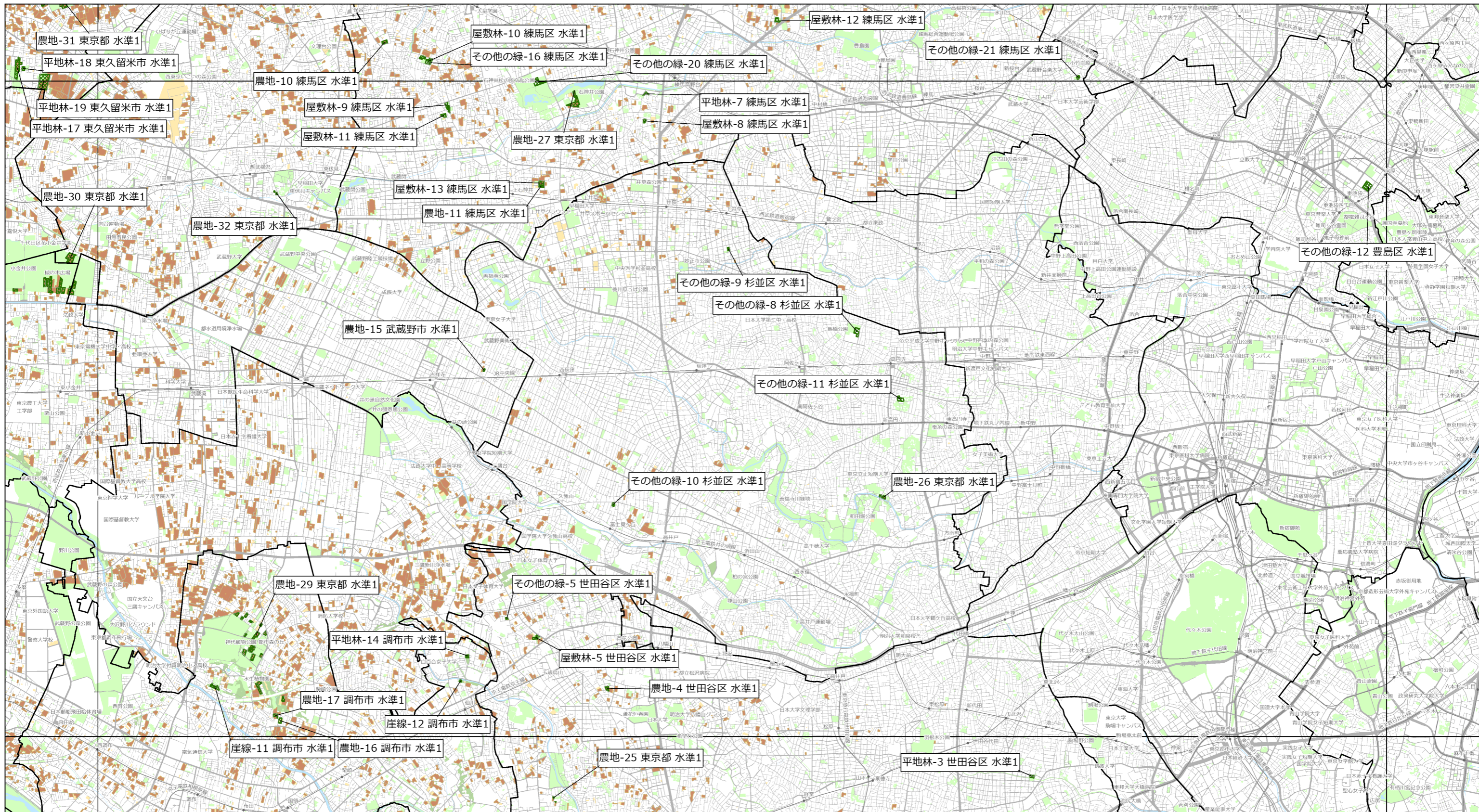


■ 確保候補地

計画期間にとらわれず、保全を目指して＜水準1＞から＜水準3＞に上げていく考えのあるもので、性質上、自治体名、箇所数、面積のみを示します。

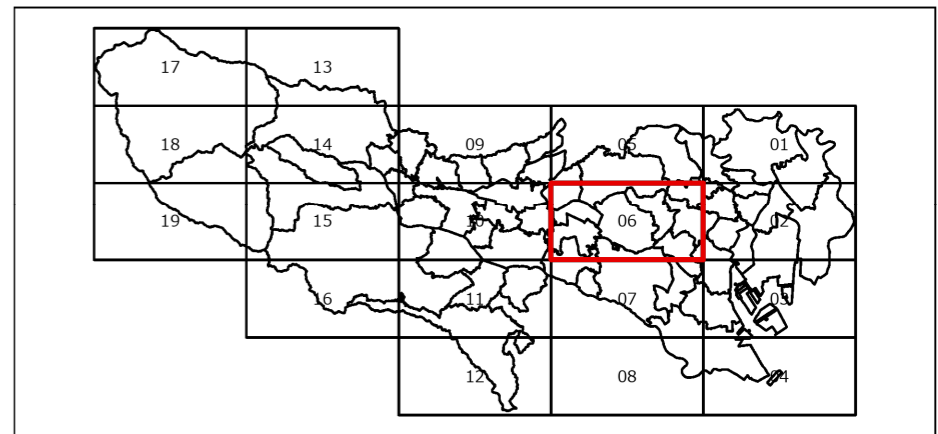
※ 本方針では、保全の担保の程度を示す水準を設定し、これに沿って対象を検討・抽出することとしています。保全に幅広く取り組む趣旨から、＜水準1＞から＜水準3＞に至らなくとも、将来、保全の可能性のあるものであれば、これを抽出し、「確保候補地」として示すものです。

自治体名	箇所数	面積(ha)
港区	13	3.91
新宿区	3	0.21
品川区	24	8.54
目黒区	26	8.40
大田区	4	5.66
世田谷区	40	13.77
杉並区	252	64.32
板橋区	10	1.96
練馬区	76	18.84
足立区	8	1.86
立川市	5	0.83
武蔵野市	16	4.12
三鷹市	11	8.60
府中市	15	1.42
昭島市	2	0.45
小金井市	2	0.52
小平市	14	3.00
東村山市	9	0.27
国分寺市	20	3.28
国立市	6	32.76
狛江市	2	0.04
清瀬市	11	5.34
武蔵村山市	2	1.06
多摩市	4	9.77
羽村市	41	2.42
西東京市	1	0.14
東京都	38	614.39
確保候補地 合計	655	815.88



凡例

- 区市町村界
- 緑等の現況
- 確保地
- 河川等の水面
- 森林・樹林
- 水準1～3
- 農地
- 生産緑地地区
- その他被緑地



既存の緑を守る方針図